プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）に関する検討

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）及び移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。

2. 第 577 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 28 日開催）及び第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）（以下「第 577 回企業会計基準委員会等」という。）における審議において、設例の追加を求めるコメント及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）について、別途個別に検討することを提案した。

3. 本資料では、本公開草案に寄せられたコメントのうち、設例（開示例を含む。）の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）を検討することを目的としている。

II. 設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメント

本公開草案における提案

4. 本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、予想信用損失適用指針案では、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを

提案している。具体的には次の設例を設けることを提案している。

［設例 1］　信用リスクが著しく増大しているケース

［設例 2］　信用リスクが著しく増大していないケース

［設例 3］　十分な担保のある債権等

［設例 4］　集合的評価

［設例 5］　貸付実行時の信用リスクの上限との比較

［設例 6］　債務者単位での信用リスクの評価

［設例 6-1］　債務者単位で信用リスクを評価できるケース

［設例 6-2］　債務者単位で信用リスクを評価できないケース

［設例 7］　デフォルトの発生確率を用いた予想信用損失の算定

［設例 7-1］　個別に算定するケース

［設例 7-2］　集合的に算定するケース

［設例 8］　貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定

［設例 9］　クレジットカードの信用枠

［設例 10］期日経過に応じた引当率を定める方法

5. また、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の開示例を示すことは実務上有用と考えられるため、IFRS 第 7 号の開示例について、一部表現を見直した上で取り入れることとし、次の開示例を提案している。

［開示例 1］　予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報

［開示例 2］　信用リスク・エクスポージャーの開示

［開示例 2-1］信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー

［開示例 2-2］会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権

6. さらに、本公開草案に関する審議において、本公開草案が最終化された場合の実務上の運用にあたり有用であるとの意見が聞かれた次の項目について、補足文書(案)を公表した。

(1) 信用リスクの著しい増大に関する判定

(2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定

(3) 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定

(4) 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定

(5) CECL (Current Expected Credit Loss) モデルに基づく情報の開示方法

本公開草案に寄せられたコメントの分析及び対応案の検討

(設例の追加を求めるコメント)

7. 設例の追加を求めるコメントが次のとおり、寄せられている[1][2]。

(1) 7.4) デフォルト発生リスクの見積期間に係る事例を追加して頂きたい。

(2) 7.5) 我が国の実務に馴染む設例を追加して頂きたい。

(3) 7.6) 実効金利の算定や予想信用損失の割引について計算例を設けるべきである。

(4) 7.7) 手数料を含む実効金利法による貸出金の償却原価算定の設例を追加して頂きたい。

(5) 7.9) 金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法について設例等で詳細に解説すべきである。

(6) 7.10) 引当率の算定方法を設例で示すべきである。

---

[1]コメント全文は長文であるため、コメント対応表における論点の項目を項目番号と共に記載している。コメント全文については、別紙1(HPでは非公表)を参照いただきたい。補足文書の追加を求めるコメントについても同様。

[2] 協同組織金融機関が参照する会計の基準は必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、協同組織金融機関等からのコメントは別紙2(HPでは非公表)として照会するに留めており、ここでは記載していない。本資料第8項も同様。

（追加の補足文書を求めるコメント）

8. また、追加の補足文書を求めるコメントが次のとおり、寄せられている。

(1) 3-1.7） SICR[3]の判定において貸倒実績率を用いるアプローチが適切なものとなるケースについて、補足文書で明確化して頂きたい。また、関連する金融商品会計 Q&A の内容について、修正のうえ残して頂きたい。[4]

(2) 3-1.29)のコメントのうち、「反証方法の具体例を補足文書に記載いただき、例えば「期末時点で 30 日延滞が発生していない債権は SICR なしと見なす」といった簡便的な方法も可能である旨を示していただきたい。」

(3) 3-1.35） PD による評価に加えて他の要素を組み合わせるというシンプルな SICR の判定方法について補足文書を作成して頂きたい。

(4) 3-2.10）複数シナリオの考慮について、補足文書において例示して頂きたい。

(5) 3-2.16）「過大なコストや労力を掛けずに」という表現について、例を示して頂きたい。

(6) 3-2.18） 予想信用損失の算定に過去の情報を用いる場合に反映する、「過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測」の例を示して頂きたい。

(7) 3-2.19） 予想信用損失の算定に過去の情報を用いる場合に反映する、「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況」の例を示して頂きたい。

(8) 3-2.21）予想信用損失に関連する観察可能なデータを用いた計算方法について補足文書で示して頂きたい。また、一定の場合には、必ずしも予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定を見直す必要はないとの理解でよいか確認したい[5]。

(9) 3-2.39）簡素化された予想信用損失の算定方法における債権等の予想存続期間について、多様な算出方法を認めていただきたい。また、平均残存期間の

---

[3] 本資料において、信用リスクの著しい増大を SICR という場合がある。

[4] 関連する移管指針第 12 号「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）の内容についてのコメントは、コメント対応表において、対応（案）を記載している。

[5] また書き以降は、コメント対応表において対応（案）を記載している。

算出方法について補足文書に記載して頂きたい。

(10) 9.3) 貸倒実績率に基づく予想信用損失の算定に関し、従来の我が国の会計実務及び本公開草案における我が国独自のオプションを踏まえた補足文書を整備することが望ましい。

(11) 9.4) 日本基準でのみ予想信用損失の算定や実効金利法の適用が必要となるケースに関して、補足文書としてガイダンスを整備することが望ましい。

(12) 9.5) 日本公認会計士協会が公表する「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF 法）が採用されている場合の監査上の留意事項」に記載されている実務的な取扱いを、補足文書に引き継いで頂きたい。

(13) 9.6) 購入又は組成した信用減損金融資産以外の信用減損金融資産の貸倒引当金の算定方法を例示して頂きたい。

(14) 9.7) 金融保証契約の会計処理についての設例を補足文書に追加することが望ましい。

(15) 9.8) 一般事業会社におけるグループ内の貸付金、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定について、補足文書において具体的な算定方法を明確化すべきである。

(16) 9.11) 「シミュレーション計算」により正常先を区分する方法についての設例を追加して頂きたい。

（企業会計基準委員会で聞かれた意見）

9. 設例（開示例を含む。）の追加を求めるコメント及び追加の補足文書を求めるコメントに関して、第 574 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 9 日開催）では次の意見が聞かれた。

(1) 受領したコメントについて、例示、ガイダンス又は設例の追加を求める意見が数多くある。この点、予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例や IFRS 会計基準にはない簡素化された予想信用損失の算定方法の理解につながる設例等は追加する必要があると考える。一方、将来の変化に関する事例等のような予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例以外のものについては、詳細に記載することで、却って好ましくない結果が生じる可能性があると考える。このため、会計基準に記載する内容としては一般的な内容に留め、実務の中で検討し事例を蓄積いただく方が適切な会計実務となると考

える。

（対応案における基本的な方針）

10. 次項以降では、設例（開示例を含む。）の追加を求めるコメント及び追加の補足文書を求めるコメントは多数寄せられていることから、本公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討するにあたり、前項で聞かれた意見を踏まえ、設例及び補足文書を追加するコメントに対する基本的な方針を整理した上で個別に検討を行う。

11. 設例及び補足文書に関して本公開草案に寄せられたコメントは、大きく次の 2 つに分けることができると考えられる。

    (1) IFRS 会計基準をベースとした定めに係る設例及び補足文書に関するコメント

    (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法など、IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めに係る設例及び補足文書に関するコメント

    次項以降では、それぞれに関する基本的な方針の検討を行う。

IFRS 会計基準をベースとした定めに係る設例及び補足文書に関するコメントへの対応方針

12. 本資料第 6 項に記載のとおり、本公開草案では、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、IFRS 第 9 号の設例を我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で含めることを提案している。また、信用リスクに係る開示に関する IFRS 第 7 号の定めについても、開示例を含め、条件変更に関する定めを除いて原則としてすべて取り入れる提案を行っている。さらに、補足文書（案）では、本資料第 6 項(1)、(3)及び(4)の補足文書を提案している。

13. ここで、ステップ 2 の目的である「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す」という観点に照らして考えると、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号と同等以上の対応をしており、予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例は提供されていることから、設例及び補足文書に関して十分な対応を行っていると考えられる。

14. また、一般的に設例や補足文書が多いほど有用であると考える向きがあると考えられるが、IFRS 第 9 号の減損に関する定めが原則主義であることを踏まえると、今後起こりうるすべての状況に対応した設例や補足文書を作ることは困難であり、さら

に設例や補足文書を作成することにより却って実態に応じた判断を妨げる懸念があると考えられる。

15. 加えて、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号に存在しない設例（開示例を含む。）を設けて例示を行うことによって、ASBJ は行わないこととしている IFRS 会計基準の解釈を示すことになる恐れがあり、また、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。

16. この他、貨幣の時間価値など一般的な概念に関するものについては、設例や補足文書を作成する必要はないと考えられる。

17. このため、IFRS 会計基準をベースとした定めについては、設例（開示例を含む。）及び補足文書を追加しないことを基本的な方針とすることが考えられる。

IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めに係る設例及び補足文書に関するに関するコメントへの対応方針

18. 本公開草案では、ステップ 4 に関する検討を踏まえ、簡素化された予想信用損失の算定方法（予想信用損失適用指針案第 55 項から第 65 項）を提案している。また、予想信用損失モデルの適用対象となる貸付金（貸付金代替性私募債を含む。）及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券については、原則として実効金利法による償却原価法によることとしつつ、一定の要件を満たす手数料については実効金利の計算に含めないこと、一定の場合には金利差額調整法における定額法によることができるとしていることなどを提案している。

19. このような IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めについては、本公開草案の公表に至る審議の過程において、補足文書の作成の必要性に関する検討を行い、本資料第 6 項(2)及び(5)を提案した。

20. ここで、IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めに関して、公開草案に寄せられた設例及び補足文書に関するコメントについては、一定の検討が必要と考えられる。このため、本資料第 9 項に記載した第 574 回企業会計基準委員会において聞かれた意見や、本資料第 14 項から第 16 項に記載した分析を踏まえて、個別に検討することを基本的な方針とすることが考えられる。

（基本的な方針を踏まえた分析）

21. ここまでの分析を踏まえて、別紙 1（HP では非公表）において、本資料第 11 項(1)及び(2)の区分ごとに、基本的な方針に基づいて個別のコメントへの対応（案）の検討を行った。

22. まず本資料第 11 項(1)の IFRS 会計基準をベースとした定めに係る設例及び補足文書について基本的な方針に基づいて検討した結果、現時点において設例（開示例を含む。）及び補足文書を追加すべきと認められるものは見受けられなかった。

23. 次に本資料第 11 項(2)の IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めに係る設例及び補足文書について基本的な方針に基づいて検討したところ、3-1.29)の簡素化された SICR の判定方法におけるその他要注意先の取扱いに関しては、反証規定を設けていることが本公開草案の特徴的な点であることから、補足文書を作成する候補になると考えられる。

24. この点、本公開草案では、「その他要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。」と提案している（予想信用損失適用指針案第 60 項(2)）。

25. その他要注意先については、業績が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する債務者が区分されると考えられるため、信用リスクの著しい増大が生じているとみなすこととしている。一方、当初貸付時からその他要注意先以下の区分に含まれる債務者に対して新たな貸付けを実行することで生じる場合があると考えられるため、SICR の原則的な考え方に基づいて、個別の債権等の単位で SICR が生じていないと反証することができるとしている。

26. SICR の原則的な考え方に照らすと、例えば、その他要注意先以下に区分されている状況で新たな貸付けを実行したことを立証すれば、債権等の発生の認識時と（その他要注意先に区分されている）期末時との比較では信用リスクが著しく増大していないことになるため、反証できると考えられる。

27. 前項の状況を立証する方法はいくつかあると考えられるが、個別の債権単位で反証する場合の例として、次の方法を補足文書において記載することが考えられる。

    (1) その他要注意先以下の区分に含まれる債務者に対して新たな貸付けを実行した際に債権ごとにフラグを立てておき、期末残高のうちフラグが立っているものを債権単位で抽出し反証する方法

28. このように個別の債権単位で反証するとしているが、特定の状況においては、期末時点のすべての債権等がその他要注意先以下の区分に含まれる債務者に対して新たな貸付けを実行したものから構成されていると考えられ、この場合には結果的に

債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できると考えられる。このような状況の例として、補足文書において次の状況を記載することが考えられる。

(1) 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

(2) 内部信用格付が正常先からその他要注意先に下落した債務者について、その他要注意先に区分されてから時間が経過していることにより、企業における新規貸付に関する実務を踏まえると、当該債務者に対するすべての債権がその他要注意先に区分された以降に新規貸付けされたものに置き換わっていると認められる場合

なお、上述の(2)に関して、具体的な経過年数は個々の状況に応じて判断されるものと考えられるため、補足文書には記載しない。

29. 一方、3-1.29)の寄せられたコメントの「期末時点で30日延滞が発生していない債権はSICRなしとみなすといった簡便的な方法も可能である旨を示していただきたい。」という点については、信用リスクは、通常、債権等が期日経過となる前に増大していると考えられており（予想信用損失適用指針案BC48項)、予想信用損失適用指針案第10項で提案している「契約上の支払期日から1か月超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する」という定めはバックストップとして定めているものであることから、補足文書に含めることはできないと考えられる。

30. また、3-1.29)のコメントについて補足文書を作成する場合、第575回企業会計基準委員会（2026年4月22日開催）において検討を行った「正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法」について、コメント対応表3-1.26)において対応案を記載しているが、反証方法に関するものとして同一の補足文書にまとめることが考えられる。

（今後の対応）

31. 本年3月に企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下、「適正手続規則」という。）が改正され、適用後レビューの一環として、新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の実施状況のモニタリングが定められた。具体的には、適正手続規則第27条第1項①において、「新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を委員会にて判断する」ことが定められた。

32. 本公開草案の内容の重要性を鑑みると、今後、本公開草案が最終化された場合、適正手続規則第 27 条第 1 項①に基づいて市場関係者から課題の提起があったときには、適正手続規則に基づいて対応を行うことが考えられる。

III. ASBJ 事務局からの提案

33. 上述の内容を踏まえて、簡素化された予想信用損失の算定方法における SICR の判定方法に関する次の点をまとめた追加の補足文書を作成することとしてはどうか。

(1) 正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法（コメント対応表 3-1.26)）

(2) その他要注意先に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法（コメント対応表 3-1.29)）

34. また、今後、本公開草案が最終化された場合、適正手続規則第 27 条第 1 項①に基づいて市場関係者から課題の提起があったときには、適正手続規則に基づいて対応を行うこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント
ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以　上